昭　和　２９　年　７　月　１　日
長崎県公安委員会規則第４号
最終改正　平成31年３月22日

刑事訴訟法第189条及び第199条第２項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則

第１条　長崎県警察に勤務する警察官のうち、巡査部長以上の階級にある警察官は司法警察員とし、巡査の階級にある警察官は司法巡査とする。

２　長崎県警察本部長は、特に必要があると認めるときは前項の規定にかかわらず、長崎県警察に勤務する巡査の階級にある警察官を、司法警察員に指定することができる。

第２条　長崎県警察に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第２項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。

(1) 長崎県警察本部長の職にある者

(2) 長崎県警察本部の生活安全部、地域部、刑事部、交通部及び警備部に勤務する警部以上の階級にある警察官

(3) 警察署に勤務する警部以上の階級にある警察官

附　則

この規則は、昭和29年７月１日から施行する。

附　則（昭和35年長崎県公安委員会規則第３号）

１　この規則は、公布の日から施行し、昭和35年４月30日から適用する。

２　従前の長崎県公安委員会の規則・訓令・告示等の定めるところにより・指定・許可・承認その他の処分または手続きがなされているものは、この規則及び文書の左横書き実施に伴う経過措置に関する規則（昭和35年長崎県公安委員会第１号）中、これに相当する規定により処理されたものとする。

附　則（昭和43年長崎県公安委員会規則第４号）

１　この規則は、昭和43年４月30日から適用する。

２　この規則施行の際、交通部に所属する警部以上の階級にある警察官で、現に指定を受けている者については、この規則により指定されたものとみなす。

附　則（昭和50年長崎県公安委員会規則第５号）

１　この規則は、昭和50年４月１日から適用する。

２　この規則施行の際、防犯部に所属する警部以上の階級にある警察官で、現に指定を受けている者については、この規則により指定されたものとみなす。

附　則（平成６年長崎県公安委員会規則第18号）

この規則は、平成６年10月１日から施行する。

附　則（平成14年長崎県公安委員会規則第21号）

この規則は、平成14年10月１日から施行する。

附　則（平成31年長崎県公安委員会規則第３号）

この規則は、平成31年４月１日から施行する。